

議案第10号

富津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
富津市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

行政組織の改編に伴い、部の所掌事務の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政組織条例の一部を改正する条例

富津市行政組織条例（昭和46年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中キを削り、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 交通安全に関すること。

第2条第1号中ソをタとし、セの次に次のように加える。

ソ 情報システムに関すること。

第2条第2号アからクまでを次のように改める。

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

イ 国民年金に関すること。

ウ 市民活動に関すること。

エ 税に関すること。

オ 公害対策に関すること。

カ 自然保護及び環境保全に関すること。

キ 環境衛生に関すること。

第2条第4号アからシまでを次のように改める。

ア 都市計画に関すること。

イ 公園に関すること。

ウ 国土調査に関すること。

エ 公営住宅に関すること。

オ 建築に関すること。

カ 道路、橋りょう、河川及び港湾に関すること。

キ 労働に関すること。

ク 商工観光に関すること。

ケ 農林水産業に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。